

各 位

会社名 株式会社東京個別指導学院
 代表者の 代表取締役社長 齋藤 勝己
 役職・氏名
 (コード番号 4745・東証第一部)
 問合せ先責任者
 取 締 役 舟 戸 彰 一
 TEL 03-6911-3216

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月22日開催の取締役会において、2015年5月27日に開催する定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本年5月1日施行予定の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、社外取締役でなく業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条第2項(取締役の責任免除)及び第37条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第27条第2項の変更を定時株主総会に提出することについては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。	(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。	2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する額の合計額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) :2015年5月27日(水曜日)

定款変更の効力発生日(予定) : 2015年5月27日(水曜日)

以 上